

会則細則の変更、追加

1：鴨志田寮の会費の件

これは会費を100円にした時に鴨志田寮の会費を訂正するのを忘れた物と思う。
現在、実際に月額500円を受け取っている。

2：大災害時の予備費の使用を明確にする。

3：細則の7，8，9の追加。これはゆうちょ銀行口座開設、維持に必要な事項のためです。

細則の詳細

1 本会の会費は、月額100円とし、電灯維持費は実費精算とする。

3 変更前

本会の会員中の災害及び香典の取扱いは役員会に於いてその年度ごとに決定する。

変更後

イ. 本会の会員中の災害及び香典の取扱いは役員会に於いてその年度ごとに決定する。

ロ. 大災害で役員会を開けない時は会長及び副会長を含む複数人で検討し、予備費を
会の目的のために使用できるものとする。

このときは出来る限り早く役員会で承認を得る。

となく
せよ
とある

4 細則1項の規定にかかわらず東急鴨志田寮の会費は居住する人数に関係なく月額500円とする。(変更前は「1,000円とする。」)

7 鴨志田緑自治会の本部の住所は会長宅とする。

8 通帳(ゆうちょ銀行口座)の名義人は代表者(会長)とする。

9 代表者(会長)は口座の出入を会計に委任する。

以上